

## アスベスト関係条例の調査まとめ

項目		作業実施の届出		調査	調査結果の揭示	作業基準	濃度測定	完了届	住民への周知	廃棄物処理	条例によるレベル1・2 横出し						
大気汚染防止法		レベル1 レベル2	特定工事(レベル1、2)の発注者等は、作業開始の14日前までに知事に『特定粉じん排出等作業の実施の届け出』		解体等工事の受注者は、特定工事か否かを調査し、その結果を書面により発注者に説明	○	○	×	×	×	×	条例によるレベル1・2 横出し					
												濃度測定	多数のものが使用する建築物の届出	完了届	住民への周知		
条例 レベル3	大阪府	府条例	使用面積1,000㎡以上の特定排出等工事(レベル3)の施工者は、作業開始の14日前までに知事に『石綿排出等作業の実施の届け出』の提出		H18.8.31以前の建築物の解体等工事の受注者は、特定排出等工事(レベル3)か否かを調査し、発注者に書面で説明	○	○	×	×	×	×	使用面積50㎡以上 ○	×	×	×	×	
	堺市	なし	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	兵庫県	県条例	床面積80㎡以上の特定工作物解体工事の施工者は、工事開始の7日前までに知事に『特定工作物解体等工事実施届』の提出		すべての解体等工事の受注者は、アスベスト含有の有無の調査し、発注者に説明	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	尼崎市	なし	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	東京都	都条例	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	練馬区	区条例	使用面積80㎡以上の解体工事等の発注者等は、工事開始の14日前までに区長に『アスベスト含有建築物等工事実施届』の提出		解体工事等の受注者は、当該工事がアスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等に該当するか否かについて調査し、発注者に書面で説明	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	使用面積500㎡以上 ○	
	新潟県	県条例	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	新潟市	市条例	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	茨城県	市条例	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	福井県	県条例	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	京都府	府条例	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	和歌山県	県条例	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	徳島県	県条例	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	香川県	県条例	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	レベル1のみ ○	×	×	×
	鳥取県	県条例	作業床面積10㎡以上かつ成形板の使用面積10㎡以上の石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事の施工者は、作業開始の14日前までに知事に『石綿粉じん排出等作業実施届出書』の提出		解体工事を伴う建設工事を施工しようとする者は、『石綿粉じん排出等作業』か否かを調査し、発注者に書面で説明	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	沖縄県	県条例	床面積80㎡以上の解体工事及び改造・補修工事の施工者は、作業開始の14日前までに知事に『特定粉じん排出等作業の実施の届け出』の提出		解体工事を伴う建設工事を施工しようとする者は、『特定工事』か否かを調査し、発注者に書面で説明	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×
	(北海道)	なし	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	札幌市	市条例	×		×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×
	(神奈川県)	なし	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	市条例	使用面積1,000㎡以上の石綿排出作業を伴う建設工事の発注者は、作業開始7日前までに市長に『石綿排出作業開始届出書』の提出		当該解体等建設工事が石綿排出作業を伴う建設工事に該当するか否かを調査し、発注者に書面で説明	○	○	○	○	×	×	×	○	×	○	×	×	
川崎市	市条例	使用面積500㎡以上の石綿排出等作業を伴う建設工事を施工しようとする事業者は、作業開始の14日前までに市長に『石綿排出等作業実施届出書』の提出		床面積80㎡以上の解体等作業を伴う建設工事の事業者は、石綿含有建築材料の使用の有無を調査し、市長に届出	○	○	×	○	床面積80㎡以上 ○	×	×	○	×	○	○	○	
(埼玉県)	なし	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
さいたま市	市条例	×		×	○	○	×	×	×	×	×	○	×	○	×	使用面積10㎡以上 ○	

※ 茨城県については、アンケートの回答がなかったが、ホームページにより、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」において、アスベスト対策が謳われていることを確認。